

「取引報告書等の電子交付に関する同意書」の一部改正について

下線部変更

(2024年4月22日)

現 行	改正後
<p>私は、貴社が交付する以下の書面の<u>交付に代えて当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を利用する方法により交付されること</u>（「電子交付」といいます。）に同意します。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>私は、貴社が交付する以下の書面に<u>ついて</u>電子情報処理組織を使用する方法に<u>て</u>当該書面に記載すべき事項を提供することができ、その場合には、当該書面を交付した<u>もの</u>（「電子交付」といいます。）とみなされる<u>こと</u>に同意します。</p> <p>(以下、現行どおり)</p>